

令和4年第2回北海道議会定例会(一般)開催状況

開催年月日 令和4年6月22日(水)
 質問者 日本共産党 菊地 葉子 議員
 答弁者 食の安全推進監 野崎 直人

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>五 農業施策について (一) GM条例等について 今定例会に提案されている、GM条例は遺伝子組換え作物の条例改正としては、手数料改正を除き初の改正となるが、食の安全・安心委員会からは説明の不十分さなどが指摘されています。 今後、道民への正確かつ適切な情報発信をどう図るのか。今回の条例改正によって、条例の枠組みから外れる『観賞用の遺伝子組換え作物』について、交雑や廃棄による生態系への影響をどう防ぐのか。また、条例の枠組みから外れる作物の商品表示についてはどう取り扱われるのか、伺います。</p>	<p>(食の安全推進監) GM条例についてであります。この度の改正は、条例で規制する対象範囲を食用及び飼料用などに整理し、「食の安全・安心」を確保する条例であることを明確にするものであるますが、対象外となる観賞用の遺伝子組換え作物についても、国からは、栽培だけではなく、保管や運搬、廃棄といったあらゆる利用形態において、国内に自生している野生種との交雑や駆逐の可能性、野生動植物に対する有害物質の生産の有無などの審査を経たもののみが承認を受けており、道としては、交雑や廃棄による生態系への影響はないものと考えています。 一方で、今回の改正について、食の安全・安心委員会からは、「おおむね適当」との答申のほか、「道民に対し丁寧な説明を行うこと」などの意見をいただいております。道としては、改正内容はもとより、遺伝子組換え作物をめぐる情勢の変化等について、様々な機会を活用して、広報やリスクコミュニケーションに取り組むとともに、観賞用の遺伝子組換え作物に関する表示の取扱いについては、今後とも関係団体と意見交換を行い、遺伝子組換え技術を用いて開発した商品であることの表示を促すなど、道民の皆様に対して適切な情報提供に努めてまいります。</p>